

令和2年6月15日（月）  
午後3時30分  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第17号 市長からの意見聴取について

報告第18号 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

報告第19号 留守家庭児童会保育料の特例について

議決事項

議案第20号 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第21号 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について

署名人

高須教育長

坂本委員

## 5月・6月教育委員会一般事務報告

(5月26日～6月15日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
5	28	木	校長役員会	6月校長会案件について	総合教育研修センター
	29	金	5月市議会臨時会(第3回) (第1日)	委員会付託、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会(文教生活 分科会)	付託事件審査	議会棟5階 第2委員 会室
			予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	市議会議場
6	1	月	令和2年度第1回社会教育委員 会議	委嘱状交付式、議長・副議長の選 出、令和2年度社会教育部事業計 画の総括及び次期計画について、 令和2年度社会教育部事業計画に ついて、令和2年度社会教育委員 の活動予定について、その他	議会棟4階 第1委員 会室
	2	火	大阪府都市教育長協議会	臨時役員会	ホテルアウィーナ大阪
	3	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	8	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室 1
	15	月	教育委員会6月定例会		議会棟5階 第2委員 会室

## 6月・7月教育委員会行事計画書

(6月16日～7月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
6	18	木	6月市議会定例会(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	22	月	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
	23	火	令和2年度管理職選考	校長 面接選考	総合教育研修センター
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	水	第2回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	令和3年度使用中学校教科用図書の採択について	総合教育研修センター
	25	木	令和2年度管理職選考	校長・教頭・指導主事 選考	総合教育研修センター
	29	月	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
30	火	6月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場	
7	1	水	6月市議会定例会(第3日)	一般質問	市議会議場
	2	木	6月市議会定例会(第4日)	一般質問	市議会議場
	3	金	校長役員会	7月校長会案件について	総合教育研修センター
	6	月	文教生活常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟4階 第1委員会室
	7	火	第3回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	令和3年度使用中学校教科用図書の採択について	総合教育研修センター
	8	水	令和2年度管理職選考	教頭・指導主事 面接選考	総合教育研修センター
	9	木	6月市議会定例会(第5日)	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	13	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
	14	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	16	木	大阪府都市教育長協議会		ホテルアウィーナ大阪
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	20	月	教育委員会7月定例会		議会棟4階 第1委員会室
	31	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	ホテルアウィーナ大阪

報告第17号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年6月15日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

報告第18号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び寝屋川市  
立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定  
により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年6月15日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び寝屋川市  
立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

(寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和33年寝屋川市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年度における学校の休業日に関する特例)

- 2 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の感染予防のための臨時休業による影響を緩和するため、令和2年度に限り、第2条第1項第2号エに掲げる学校創立記念日(令和2年6月1日以後のものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、同項の休業日としない。

(寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部改正)

第2条 寝屋川市立幼稚園条例施行規則(平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度における幼稚園の休業日に関する特例)

- 3 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の感染予防のための臨時休業による影響を緩和するため、令和2年度に限り、第11条第1項第4号に掲げる創立記念日(令和2年6月1日以後のものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、同項の休業日としない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

No. 1

改 正 案	現 行
<p>第1条～第21条（略） 附則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 <u>（令和2年度における学校の休業日に関する特例）</u></p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染予防のための臨時休業による影響を緩和するため、令和2年度に限り、第2条第1項第2号エに掲げる学校創立記念日（令和2年6月1日以後のものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、同項の休業日としない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条～第21条（略） 附則</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <p style="margin-left: 20px;">この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/>



# 寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

No. 1

改 正 案	現 行
<p>第1条～第21条（略）                      附則1～2（略）  <u>（令和2年度における幼稚園の休業日に関する特例）</u>                      3 <u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染予防のための臨時休業による影響を緩和するため、令和2年度に限り、第11条第1項第4号に掲げる創立記念日（令和2年6月1日以後のものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、同項の休業日としない。</u>                      附 則                      この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条～第21条（略）                      附則1～2（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

報告第19号

留守家庭児童会保育料の特例について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年6月15日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

## 留守家庭児童会保育料の特例について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、留守家庭児童会の利用の自粛要請時及び緊急事態宣言下の原則臨時休会時の留守家庭児童会保育料を「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例」及び「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則」により、特例として、次のとおり定める。

### 1. 特例期間

令和2年4月1日から学校通常開校開始日まで

### 2. 特例の内容

- (1) 令和2年4月1日から10日まで保育料を無料とする。(利用自粛考慮期間)
- (2) 利用自粛要請に対し、「利用自粛届」を提出した世帯は、当該月の保育料を無料とする。(利用自粛の意思表示も同様の扱いとする。)
- (3) 上記、「利用自粛届」を引き続き適用する旨の意思表示があった世帯は、意思表示のあった当該月の保育料を無料とする。
- (4) 利用があった場合、月の利用日数に対し、日割り計算により保育料を決定する。
- (5) 日割りの保育料は、月額保育料を年間の月平均開所日数で除した額とする。
- (6) 学校通常開校開始日以降は、通常開所となることから、保育料の自粛による措置を解消し、月額の半額とし、学校通常開校開始日以前の当該月の日割り保育料を加算した額とする。
- (7) 保育料の精算は、既納分からの還付及び納付書による請求とし、通常減免決定時に合わせて行うものとする。

### 【参考】保育料の額

区分	月額	月額の半額	日額
通常	7,000円	3,500円	350円
減額	5,000円	2,500円	250円
二子減額	3,500円	1,750円	175円

(通常減額申請は、前年分住民税課税標準額確定後となる。)

議案第20号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正  
する規則について

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するため、  
教育委員会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

新型コロナウイルス感染症のための臨時休業の影響を緩和するため、令和2  
年度に限り、市立小学校及び中学校における第1学期、第2学期の期間を変更  
するとともに、夏季休業日と冬季休業日を短縮するため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正  
する規則

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年寝屋川市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し中「学校の」の次に「学期及び」を加え、同項中「限り」の次に「、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とし」を加え、同項に次の表を加える。

第 2 条第 1 項第 1 号ア	8 月 21 日	8 月 16 日
第 2 条第 1 項第 1 号イ	8 月 22 日	8 月 17 日
第 2 条第 1 項第 2 号ア	7 月 21 日から 8 月 21 日 まで	8 月 1 日から 8 月 16 日 まで
第 2 条第 1 項第 2 号イ	12 月 23 日	12 月 26 日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

No. 1

改正案	現 行																								
<p>第1条～第21条（略） 附則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （令和2年度における学校の<u>学期及び休業日</u>に関する特例）</p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染予防のための臨時休業による影響を緩和するため、令和2年度に限り、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第2条第1項第2号エに掲げる学校創立記念日（令和2年6月1日以後のものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、同項の休業日としない。</u></p> <table border="1" data-bbox="280 997 1048 1193"> <tr> <td>第2条第1項第1号ア</td> <td>8月21日</td> <td>8月16日</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号イ</td> <td>8月22日</td> <td>8月17日</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第2号ア</td> <td>7月21日から 8月21日まで</td> <td>8月1日から 8月16日まで</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第2号イ</td> <td>12月23日</td> <td>12月26日</td> </tr> </table> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	第2条第1項第1号ア	8月21日	8月16日	第2条第1項第1号イ	8月22日	8月17日	第2条第1項第2号ア	7月21日から 8月21日まで	8月1日から 8月16日まで	第2条第1項第2号イ	12月23日	12月26日	<p>第1条～第21条（略） 附則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （令和2年度における学校の_____休業日に関する特例）</p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染予防のための臨時休業による影響を緩和するため、令和2年度に限り、</u>  <u>_____、第2条第1項第2号エに掲げる学校創立記念日（令和2年6月1日以後のものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、同項の休業日としない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1227 1005 1989 1200"> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </table> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
第2条第1項第1号ア	8月21日	8月16日																							
第2条第1項第1号イ	8月22日	8月17日																							
第2条第1項第2号ア	7月21日から 8月21日まで	8月1日から 8月16日まで																							
第2条第1項第2号イ	12月23日	12月26日																							
_____	_____	_____																							
_____	_____	_____																							
_____	_____	_____																							
_____	_____	_____																							

議案第21号

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命  
について

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第3条第1項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第3条第1項の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員を委嘱及び任命するため。

## 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について

### 1 委嘱及び任命委員数

委嘱委員 3名

任命委員 12名

### 2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第3条第1項)		氏名	経歴等
第1号	公募による市民	秋山 真紀	—
第2号	図書館に関し識見を有する者	尾崎 安啓	大阪市立中央図書館 大阪市史編纂所長
第3号	図書館関係団体の構成員	上野 勝子	寝屋川子どもと本の 連絡会会長
第4号	市立小学校の校長	有山 陽子	寝屋川市立 啓明小学校校長
第5号	市立中学校の校長	一柳 康人	寝屋川市立 中木田中学校校長
第6号	市立幼稚園の園長	中川 光世	学校教育部 啓明幼稚園長
第7号	市立保育所の所長	松尾 久仁子	こども部 さつき保育所長
第8号	企画一課における課長	西村 直人	経営企画部 企画一課長
第9号	障害福祉課における課長	勝浦 由紀子	福祉部次長兼 障害福祉課長
第10号	子育て支援課における課長	白石 みつ子	こども部 子育て支援課長
第11号	保育課における課長	中村 誠	こども部次長兼 保育課長
第12号	学務課における課長	中村 和寛	学校教育部 学務課長
第13号	教育指導課における課長	山口 健司	学校教育部 教育指導課長
第14号	社会教育課における課長	谷口 卓也	社会教育部次長兼 社会教育課長
第15号	中央図書館長	西村 洋一	社会教育部次長兼 中央図書館長

### 3 任期

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで